

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第22号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1 町長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) ひとり親家庭等医療関係情報

		(7) 児童手当関係情報
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) 児童扶養手当関係情報

」を

「

1 町長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) ひとり親家庭等医療関係情報

		(6) 児童手当関係情報
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険関係情報 (3) 障害福祉関係情報 (4) 自立支援関係情報 (5) 児童扶養手当関係情報

改める。」に

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。